

令和6年第3回砂川市議会定例会

令和6年9月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
山下 克己議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 9月 9日 4日間
至 9月12日
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
議員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美 喜 子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 砂 川 市 長 | 飯 澤 明 彦 |
| 砂川市教育委員会教育長 | 高 橋 豊 |
| 砂川市監査委員 | 中 村 一 久 |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 千 葉 美 由 紀 |
| 砂川市農業委員会会長 | 関 尾 一 史 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 副 市 長 | 井 上 守 |
| 病院事業管理者 | 平 林 高 之 |
| 総務部長 | 板 垣 喬 博 |
| 兼 会 計 管 理 者 | |
| 総務部審議監 | 安 原 雄 二 |
| 市民部長 | 堀 田 一 茂 |
| 保健福祉部長 | 安 田 貢 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経 | 済 | 部 | 長 | 野 | 田 | 勉 | | | | |
| 経 | 済 | 部 | 審 | 議 | 監 | 畠 | 山 | 秀 | 樹 | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 齊 | 藤 | 隆 | 史 | | | |
| 病 | 院 | 事 | 務 | 局 | 長 | 朝 | 日 | 紀 | 博 | |
| 病 | 院 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 為 | 国 | 泰 | 朗 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 岩 | 間 | 賢 | 一 | 郎 | | |
| 政 | 策 | 調 | 整 | 課 | 長 | 三 | 橋 | 真 | 樹 | |

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 次 | 長 | 東 | 正 | 人 | | | | |
| 指 | 導 | 参 | 事 | 堤 | 雅 | 宏 | | | | |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 技 | 監 | 徳 | 永 | 敏 | 宏 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監 | 査 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 端 | 幸 | 人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 板 | 垣 | 喬 | 博 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 野 | 田 | 勉 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 為 | 国 | 修 | 一 | | |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 安 | 武 | 浩 | 美 | |
| 事 | 務 | 局 | 係 | 長 | 野 | 荒 | 邦 | 広 | |
| 事 | 務 | 局 | 係 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 健 | 児 |

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和6年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び山下克己議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月12日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1 ページ、総務部総務課の関係では、2点目のふるさと納税個別相談会について、6月25日から27日まで、既存の返礼品提供事業者を中心に新規返礼品の開発等を目的としたふるさと納税個別相談会を開催し、14事業所の参加があったところでございます。

次に、2 ページ、市長公室課の関係では、1点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組を支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月31日まで受け付けたところ、86町内会のうち82町内会より申請があったところでございます。

次に、政策調整課の関係では、3点目の砂川市総合戦略推進委員会について、7月30日、第1回推進委員会を開催し、第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証及

び計画変更について協議したところでございます。

次に、4ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として7月16日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところでございます。

次に、6ページ、保健福祉部子育て支援課の関係では、1点目の砂川市子ども・子育て会議について、8月6日、第1回会議を開催し、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定趣旨を説明の上、未就学児童または小学生児童の属する世帯を対象として本年3月に実施したニーズ把握調査の結果について協議したところでございます。

次に、7ページ、介護福祉課の関係では、2点目のチームオレンジすながわについて、7月2日、認知症に対する知識を深め、発症された方やその家族に対する生活面等の支援を行う「チームオレンジすながわ」に51名の登録があり、発足式を開催したところでございます。

次に、10ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目の新入社員基礎徹底マスター研修について、6月10日、市役所大会議室において、企業の人材育成を推進するとともに地域の担い手となる若年者の定着を図ることを目的に、市内企業に就職した新入社員を対象に社会人としてのコミュニケーションスキルや効率的な仕事の進め方を学ぶ研修を開催し、14名が参加したところでございます。

次に、11ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、平年より生育が早いものが多く、おおむね順調でございます。

次に、14ページ、建設部土木課の関係では、4点目の請負代金等請求控訴事件について、6月25日、札幌高等裁判所において判決があり、原告の請求は全面的に棄却され、その後原告からの上告はなく、判決が確定したところでございます。

次に、16ページ、建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は49件、1,217万1,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は18件、771万3,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は4件、76万5,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は4件、140万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、8点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は4件、40万円、(2)同居近居促進補助金は4件、50万円、(3)子育て支援補助金は9件、150万円、(4)移住促進補助金は4件、80万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は2件、20万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、17ページ、10点目の砂川市住生活基本計画策定委員会・策定作業部会合同会

議について、7月16日、第1回合同会議を開催し、令和7年度から16年度までの10年間を計画期間とする砂川市住生活基本計画の策定に向けて、本計画策定の目的と流れ、砂川市の住まい・住環境に関する課題と展開方向等について協議したところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目のいじめの問題に係る調査について、本年5月から6月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知した事案は小学校110件、中学校15件、合計125件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、3点目の中体連全道大会の出場結果について、(1)第55回北海道中学校陸上大会が7月26日から28日まで函館市で開催され、男子走り幅跳びに砂川中学校2年の浦野君が出場し、記載の成績でありました。(2)第45回北海道中学校水泳大会が7月26日から28日まで札幌市で開催され、平泳ぎ女子100メートル、同じく200メートル、フリーリレー女子4掛ける100メートル、メドレーリレー女子4掛ける100メートルに砂川中学校3年の吉本さんが出場し、成績は記載のとおり3種目で優勝し、フリーリレー女子4掛ける100メートルにおいて参加標準記録を突破して全国大会出場を決めました。

2ページになります。(3)第55回北海道中学校バドミントン大会が7月31日から8月2日まで滝川市で開催され、砂川中学校バドミントン部が出場し、男子団体が優勝、男子シングルスで3年、田中君が優勝、男子ダブルスで3年、櫻田君と若林君が優勝し、それぞれ全国大会出場を決めました。男子シングルの1年、佐藤君、男子ダブルスの1年、稲光君と鈴木君、同じく1年、宮脇君と古谷君、女子シングルの3年、渡邊さんは、記載の成績でありました。(4)第54回北海道中学校卓球大会が8月2日から4日まで函館市で開催され、男子シングルスに砂川中学校1年の川端君が出場し、記載の成績でありました。(5)第54回北海道中学校剣道大会が8月3日から4日まで江別市で開催され、女子個人戦の砂川中学校3年、五十嵐さんが優勝し、全国大会出場を決めました。男子団体戦、男子個人戦の3年、岩崎君、女子個人戦の3年、土田さんは、記載の成績でありました。

3ページになります。次に、4点目の中体連全国大会の出場結果について、(1)第64回全国中学校水泳大会が8月17日から19日まで石川県金沢市で開催され、フリーリ

レー女子4掛ける100メートルに砂川中学校3年の吉本さんが出場し、記載の成績でありました。(2)第54回全国中学校バドミントン大会が8月21日から24日まで福井県勝山市で開催され、男子シングルスで砂川中学校3年の田中君が優勝、男子団体、男子ダブルスの3年、櫻田君と若林君は記載の成績でありました。(3)第54回全国中学校剣道大会が8月18日から20日まで新潟県新潟市で開催され、女子個人戦に砂川中学校3年の五十嵐さんが出場し、記載の成績でありました。全国大会優勝をはじめ、素晴らしい結果を残してくれた生徒たちの健闘をたたえます。

次に、5点目の令和6年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、7月17日、砂川市地域交流センターを会場にウェブ通信と併用して開催され、北海道教育委員会より令和7年度から9年度までの募集学級数等に関わる計画案が提示されました。

次に、6点目の第1回砂川市高等学校教育を考える会の開催について、8月9日に市役所で開催し、報告及び魅力向上を図るための今後の取組等について協議しました。委員出席者は8人でありました。

次に、7点目の令和7年度砂川高校の募集学級数について、9月3日、北海道教育委員会より令和7年度から9年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高校の来年度の募集学級数は2間口となることが決定しました。

次に、4ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、第2回から第4回の準備委員会を市役所で開催しました。(1)第2回準備委員会を7月2日に開催し、報告及び砂川学園の校歌、校章、スクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は18人でありました。(2)第3回準備委員会を7月30日に開催し、報告及び砂川学園の校章、校歌、スクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は15人でありました。(3)第4回準備委員会を9月3日に開催し、報告及び砂川学園の制服、ジャージについて協議を行い、委員出席者は17人でありました。

(4)砂川学園の校章の決定について、7月9日から16日に全小中学校で実施した児童生徒に対するアンケートにおいて最も多くの支持が集まった次のデザインに決定しました。

次に、2点目の砂川市義務教育学校建設工事における生徒等の安全対策について、(1)生徒等の安全確保に関する要請について、7月2日、工事の契約を締結した各特定建設工事共同企業体に対して、登下校する生徒や送迎する保護者、現場周辺を通行する歩行者・車両の安全確保、周辺住民への工事に関する情報提供などに関する要請を行いました。(2)工事の総合打合せについて、7月2日、砂川市教育委員会及び共同企業体等の工事関係者により、総合打合せに係る会議を開催し、工事における施工体制や各種業務協力をはじめ、現場の仮設計画、環境保全などの留意事項を確認しました。

次に、5ページ、3点目の夏季休業中における教職員研修会について、7月31日、市役所で開催し、砂川市立学校「学習スタンダード」等について説明、実践紹介、協議を行い、参加者は教職員70人、教育長・事務局職員10人でありました。

次に、社会教育課所管では、3点目の令和6年度少年の主張空知地区大会について、7月17日、空知総合振興局において開催され、砂川中学校2年の川村さんが出場し、優良賞となりました。

次に、4点目の砂川市文化財保護審議会の開催について、7月29日、公民館で開催し、報告及び文化財基礎調査登録案件の見直し、「文化財基礎調査」の視察先について協議を行い、委員出席者は7人でありました。

次に、5点目の各種事業についての6ページ、(6)子ども職場体験活動について、8月8日に1から2年生、3から6年生を対象に、家庭教育サポート企業等を講師に、コープさっぽろ砂川店、信太写真館、砂川市役所、新砂川農業協同組合、c a k e & c a f e 笑飛巣、北門信用金庫砂川支店のご協力を得て実施し、参加者は18人でありました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の第37回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月23日、子どもの国周辺地域において実施し、合計336人が参加しました。

次に、7ページ、公民館所管では、1点目の各種事業についての(1)郷土資料室特別展「砂川の音楽展」について、6月1日から23日まで、公民館において、市内小中学校等で使用していた楽器や楽譜など音楽にまつわる資料の展示、当時の鼓笛隊や音楽祭の映像の上映を行い、参加者は延べ259人でありました。次に、(3)公民館講座「高齢者等スマートフォン体験教室(第1期)」について、6月13日、20日及び27日に公民館において、ドコモビジネスソリューションズ北海道支社北支店を講師に、スマートフォンの基本操作、インターネット、SNS、マイナポータルの実技等を行い、参加者は一般延べ23人でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険

特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第4号、議案第6号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険の被保険者証が廃止されることなどから、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページを御覧願います。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明いたします。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第7条は、一部負担金の定めであり、第2項中「項中9」を「項中11」に改めるものであります。

第8章は、罰則の定めであり、第16条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和6年12月2日から施行するものであります。

第2項は、罰則の適用についての経過措置であり、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

変更の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりマイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合における関係市町村の処理する事務の規定を改めるとともに、条文を整理するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページを御覧願います。北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、変更の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明いたします。向かいまして左が現行、右が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、広域連合の処理する事務の定めであり、「広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。」に改めるものであります。

第19条は、広域連合の経費の支弁の方法の定めであり、第2項中「別表第2」を「別表」に改め、別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表（第19条関係）とするものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 私から議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第2条第4号中「第2条第31項」を「第2条第33項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億3,297万4,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であります。4ページ、第2表、債務負担行為補正に記

載のとおり、砂川市まちなか交流施策什器備品購入について、期間を令和6年度から令和7年度の2か年で限度額を3,078万9,000円と定めるものであります。令和7年4月オープンに向け、現在整備を進めている砂川市まちなか交流施設に係る屋外及び施設内の什器備品につきましては、工事竣工からオープンまでの期間に納入する必要があること、また発注から納品までに数か月を要することが見込まれることから、令和6年度中に什器備品購入の契約行為を行い、令和7年度に納品及び支払いを行うため、債務負担行為を設定するものであります。

第3条は、地方債の補正であります。5ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債100万円を補正し、補正後の限度額を22億6,660万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の生活保護システム改修委託料173万4,000円の補正は、生活保護制度の見直しに伴い、生活保護受給者が安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったときに支給される就労自立給付金について、早期に保護が廃止された場合は最低給付額を引き上げるなど就労による自立を後押しする新たな支給額の算定方法が本年10月から適用されること、また被保護世帯の子供が大学等に進学する場合に新生活立ち上げの費用として支給される進学準備給付金について、進学に加え、高校卒業後の就職も支給対象とする見直しが本年1月に遡及して適用されることから、生活保護システムを改修するものであります。

次に、24ページになります。6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、畑地化促進事業補助金778万3,000円の補正は、水田を畑地化する農業者に対し畑地利用への円滑な移行を促すこと等を目的とする畑地化促進事業が国に採択されたことから、畑地化により必要としない水利権の解約に伴い支払いが生じる土地改良区の地区除外決裁金、また畑地化後も引き続きかんがい用水等を利用する場合の水田から畑作への転換により利用減少分として支払いが生じる畑地化協力金について支援するものであります。

同じく3目農業基盤整備事業費で一つ丸、道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金125万円の補正は、北海道が実施する北光袋地地区の水利施設等保全高度化事業であり、令和6年度の当初予算として北海道から示された負担金額で予算計上していましたが、資材の高騰及び北海道新幹線工事等の影響により仮設工事に使用する鋼材を道内で調達できる見通しが立たない状況となり、道外から調達することとなったため、運搬費などの事業費の増額に伴い、負担金が増額となったものであります。

次に、26ページになります。7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費8万2,000円の補正は、創業支援等事業計画に基づく支援を受けた

市内の創業間もない事業者に対し、認知度の向上や販路拡大のために実施する広告等に必要経費の一部を補助することにより、創業を支援するものであります。

次に、28ページになります。12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金4,800万円の補正は、国、道支出金の事業費確定による精算であり、生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返還金など12件の国庫負担金返還金、子ども・子育て支援事業費国庫補助金返還金など10件の国庫補助金返還金、知的・身体・精神・児童自立支援給付費等道費負担金返還金など5件の道費負担金返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。12款分担金及び負担金で25万円の補正は、道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業費受益者負担金であります。

14款国庫支出金で75万円の補正は、生活保護適正実施推進事業費補助金であります。

15款道支出金で778万3,000円の補正は、畑地化促進事業費補助金であります。

18款繰入金で6億6,498万2,000円の減額は、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

19款繰越金で7億1,404万8,000円の補正は、令和5年度決算による前年度繰越金であります。

21款市債で100万円の補正は、道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、30ページには債務負担行為に関する調書、32ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,622万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページを御覧願います。7款諸支出金、1項2目保険給付費等交付金精算返還金で107万1,000円の補正は、令和5年度に交付された保険給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。5款繰入金で1,407万1,000円の減額は、財源調整のため国保基金繰入金を減額するものであります。

6 款繰越金で1, 5 1 4 万 2, 0 0 0 円補正は、令和 5 年度の決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第 3 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第 1 号となります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 6 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 9 億 5, 1 4 2 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。1 2 ページをお開き願います。3 款基金積立金、1 項 1 目基金積立金で 1 0 9 万 7, 0 0 0 円の補正は、過年度分として精算交付される支払基金交付金及び過年度分の保険料還付未済金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

1 4 ページをお開き願います。6 款諸支出金、1 項 1 目過年度過誤納還付金で 3, 4 5 2 万 7, 0 0 0 円の補正は、過年度分の保険料還付未済金の過誤納還付金 1 4 万 1, 0 0 0 円及び国、支払基金、北海道から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金 3, 4 3 8 万 6, 0 0 0 円であり、それぞれ今年度中に還付または返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては 5 ページ、総括でご説明させていただきます。4 款支払基金交付金で 1 0 7 万 3, 0 0 0 円の補正は、令和 5 年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

8 款繰越金で 3, 4 5 5 万 1, 0 0 0 円の補正は、令和 5 年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第 4 号から第 6 号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 4 号から第 6 号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第 1 号から第 3 号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、私は議案第 1 号 令和 6 年度砂川市一般会計補正予算の関連から、今回は債務負担行為の補正ということで砂川市まちなか交流施設什器備

品購入ということで提案がされております。先ほどの提案説明の中からも発注から納品まで数か月かかるといったことも含めて提案説明をいただきましたが、なぜ今回このときに提案されたのか、改めてこの理由についてお伺いをしたいと思います。

2点目に、砂川市まちなか交流施設什器備品購入とありますが、主にどのような物品が考えられているのかについてお伺いしたいと思います。

最後に、3点目ではありますが、令和6年度中に契約をしていくということではありますが、契約はどのような方法で行われるのか、そのことについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君（登壇） それでは、まちなか交流施設の什器備品の購入について3点ほど質疑がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

初めに、なぜこのときに債務負担行為を設定するのか、その理由についてということですが、施設の什器備品の購入に当たりましては、施設の管理運営やイベントなどの実施事業も想定しながら購入備品等の洗い出しが必要であることから、駅前施設運営協議会において施設の管理運営や実施事業の検討と、その検討に併せて必要となる什器備品についても確認を行いながら協議を重ねてきたところであり、最終的に本年7月の管理運営計画の作成に併せて必要な什器備品の購入計画を取りまとめたところでございます。また、提案説明と一部重複いたしますが、施設の建設工事の完成が令和7年3月となっておりますので、完成後の令和7年4月でなければ備品等の納品ができないことから令和7年度の予算で購入することになります。発注から納品までに数か月の期間を要することから、令和6年度中に契約行為を行う必要がありますので、今回債務負担行為を設定させていただき事務を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、什器備品の内容ということでございますが、什器備品の主なものとしていたしましては、フリースペースでゆっくりくつろぐことができるようテーブル、椅子、ソファ類、情報発信用として電子看板モニターやテレビモニター、またキッズスペース用の備品など、また多目的室用といたしましては会議用のテーブル、椅子、プロジェクターなどのほか、図書スペース用の書棚など、屋外広場についてはふだん使いやイベントなどで使用できるテーブル、椅子、またイベント用の折り畳みテーブルや照明関係のほか、屋外で子供たちが遊べる遊具を予定しているところでございます。

次に、什器備品の購入に当たりましての発注の形態ということでございますけれども、什器備品購入の発注形態につきましては今現在検討しているところでございますが、予定といたしましては市内事業者による入札を予定しているところでございます。

以上です。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁いただきましたので、内容等については分かりました。確認をさせていただいたところであります。そこで、納入から発注に数か月かかるということと、今ほどの答弁でいきますと運営協議会においても什器備品がどういうものが必要なのかといったことも検討されて7月の会議において取りまとめをしたということでありますが、取りまとめはされたのですけれども、今後そのほかにも増える要素というのはあるのかどうかということと、今回は9月定例会なので、私的には12月の定例会では間に合わなかったのかなと思ったものですから、ただ数か月ということでありますけれども、発注から納品、やはりこれは数か月、約半年はかかると受け止めておいていいのか。さらには、これが議決が決まれば恐らく契約に向けての準備等も準備があるかと思うのですけれども、そういったことも含めながらやはりこの時期が最適だったと受け止めていいのか、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 まず、什器備品の増える要素があるのかどうかということでございますけれども、今現在ある程度概算という形で取りまとめを行っているところでありまして、冬期に使うような備品ですとか、そのような部分については今後7年度予算において計上していきたいと考えているところでございます。

また、債務負担行為の時期ということでございますけれども、什器備品の購入に当たりましては来年4月の納品を予定しているところでございますけれども、その納品に当たりましていつまで発注すれば4月に間に合うのかということところは、事務機器メーカーや市内の什器備品を取り扱っている事業者さんがありますので、そちらに確認させていただいたところ、発注から納品までに約三、四か月が必要であるということと、また受注生産品になるとそれ以上の期間が必要になってくるというお話がありましたので、こういう話から今回9月で補正させていただきましたが、12月の補正予算では4月の納品に間に合わない可能性がありますので、今回補正をさせていただいたところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時46分